

議案第58号

福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、特殊現場勤務手当の対象となる勤務公署の廃止に伴い、当該手当を廃止する必要があるによる。

福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成5年福岡市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とする。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前において、この条例による改正前の福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例第3条第5号及び第9条の規定により支給事由の生じた特殊勤務手当の支給については、なお従前の例による。